

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222、223

年金をお得に増やせます

▼付加年金の保険料は 400 円

定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金として2年間受け取るだけで取り戻せますから、3年目以降は「もらい得」になる大変お得な制度です。

▼いくら上乘せされるかというところ

付加年金の受領額（年額）

200 円 × 付加保険料納付月数です。

例：付加保険料を 10 年間納付した場合

○付加保険料

400 円 × 10 年（120 月） = 48,000 円

○付加年金額（年額）

200 円 × 10 年（120 月） = 24,000 円

したがって、付加年金を2年間受領すると、納付した付加保険料総額と同額になるのです。

▼付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です（国民年金基金に加入中の方は加入できません）。

6月1日～7日は 水道週間です

津別町の水道は、昭和38年12月に給水を開始しました。安心・安全な水を安定的にお届けするためには、施設の更新も必要となってきました。

水道事業は皆さまの水道料金で運営されています。ご理解とご協力をお願いいたします。



～第57回水道週間標語～
「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」

建設課水道グループ

☎ 76 - 2151 (内線 254)

不正改造は犯罪です！

～「不正改造車排除運動」実施中！～

不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となります。

国土交通省では、これら不正改造車を排除するため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取り組みを行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。



詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com

■不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せください。

「不正改造車・黒煙 110 番」

北海道運輸局 北見運輸支局 検査・整備担当

☎ 0157 - 24 - 7633

危険物安全週間

6月7日から6月13日まで

『無事故へと 気持ち集中 はっけよい』

ガソリンを
ポリ容器に入れては・・・
ダメ！！！！



★ポリ容器にガソリンを入れた状態にすると容器の劣化が進み、ガソリンが漏れて火災になることがあります。

『火事と救急』は 119

☆ 津 別 消 防 署 ☆ ☎ 76 - 2189

医療講演会のお知らせ

日 時 平成 27 年 6 月 21 日（日）

午後 1 時～ 3 時頃まで（受付：12 時 15 分～）

場 所 北見市民会館 会議室 1 号室

（北見市常磐町 2-1-10） ☎ 0157 - 23 - 6266

『リウマチと口腔疾患について』

講師：社会医療法人 耳鼻咽喉科麻生北見病院

副院長（歯科口腔外科）鈴木豊典 先生

※講演後、質疑応答の時間があります。

入場無料

申し込みの必要はありません。直接会場にお越しください。どなたでもご参加ください。お待ちしております。

◎ 12 時 20 分よりビデオを見ながら「リウマチ体操」を行いますので、お問い合わせでご参加ください。

主 催 公益社団法人 日本リウマチ友の会北海道支部

後 援 北見市

問い合わせ先 北網地区担当・平田 ☎ 0157-69-1288

ファイターズが津別町の 文字入りヘルメットで 戦います

北海道日本ハムファイターズの選手が、「津別町」の文字が入ったヘルメットを試合で被ることになりました。「WE LOVE HOKKAIDO シリーズ 2015」の一環として津別町が選ばれたもので、下記の試合で使用されます。

津別町と一緒に戦ってくれるファイターズを、みんなで応援しましょう！

期 間 6 月 19 日（金）～ 21 日（日）

球 場 福岡ヤフオク！ドーム

（対福岡ソフトバンクホークス戦）

《主なテレビ放送予定》

19 日 NHK-BS（試合開始 18 時）

20 日 UHB（試合開始 14 時）

21 日 NHK 総合（試合開始 13 時）

※いずれも放送時刻は未定。

介護保険料納入通知書を送付します ～保険料の金額や納期限の確認を～

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の 2 種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を 6 月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を 8 月にそれぞれ発送します（※保険料については平成 27 年 4 月号広報掲載）。

普通徴収

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。なお、第 1 期納期限は 6 月 30 日です。

○口座振替も利用できます○

納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意し、取り扱い金融機関で手続きします。※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の方は、各種公的年金（老齢・退職・障害・遺族年金）からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中（6 月・8 月または 10 月）から特別徴収が開始される方には、1 期または 2 期分までの介護保険料納入通知書を発送します。

《保険料の軽減を行いません》

制度改正により、低所得者に対して国から公費を投入し、介護保険料の負担軽減を強化することとされました。平成 27 年度については、特に所得の低い方（保険料段階第 1 段階）の軽減を実施します。

	保険料調整率	保険料（年額）
第 1 段階	0.5 → 0.45	22,800 円 → 20,500 円

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 ⑫番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 230)